

## 神田明神ホール使用規約

第1条(使用規約について)  
神田明神ホール(以下「ホール」という。)の利用申込み者(以下「利用者」という。)は、以下の事項について確認及び承諾し、ホールを利用しなければならない。  
(1) ホールは、神田社(以下「所有者」という。)が所有し、株式会社マグネットスティダ(以下「運営者」という。)が管理運営するものであること。  
(2) ホールの利用に際しては、利用者と運営者の間でホール使用契約(以下「使用契約」という。)を締結する必要があること。  
(3) 所有者は、神田明神文化交流館(以下「本建物」という。)の軸体の安全性以外の責任を負わないこと。  
(4) 本使用規約(以下「本規約」といいます。)及び関係法令を遵守し、利用者の従業員・履行補助者・作業員等の関係者等(以下、併せて「利用者関係者等」といいます。)及び来場者・観客・顧客(以下併せて「来場者等」といいます。)にも遵守させること。  
(5) 利用者は、使用契約締結後、本使用規約に従い、運営者の指示のもとホールの利用を行うこと。

第2条(所有者の権利保護)  
所有者の利益・権利を侵害する恐れのある申し入れ等が利用者によりあった場合、所有者の意向が第一優先されることを、利用者は異議なくこれを了承すること。

第3条(反社会勢力の排除)  
運営者および利用者は、それぞれ相手側に対し、次の各号の事項を確認する。

1. 自所有またはその役員・業務執行する社員・取締役・執行役またはこれらに準ずる者をいう。)が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下統称して「反社会的勢力」といいます。)ではないこと。
2. 利用目的暴力団その他社会的団体の暴力を誇示するためであつたり、これらの資金源とするためにイベントを行うなど暴力団その他反社会的団体を援助・助長、またはその運営に資するものでないこと。
3. 運営者および利用者は、反社会的勢力の排除に厳正に取り組んでおり、双方が相手方による前項の確認に依拠して使用契約の締結および履行するものであることを確認すること。

第4条(利用可能施設)  
(1) 利用者が各種の催事のために利用することができるホールの施設は、2Fホール内・2Fホワイエ・2Fクローケ・2F化粧室・3F喫煙所・2Fバーカウンター・2Fパックスペース・2F樂屋・2F主催者控室・3F VIPラウンジ・3F VIP席・3F調整室・基本舞台設備(パンツ設備・昇降ステージ・照明音響機器設備・備品等)に限る。  
(2) 利用者は、前項の施設のうち一部の施設を利用しない場合でも、利用料の減額を請求することはできない。  
(3) 利用者は、第1項の諸施設に付帯する設備を使用できる。但し、この場合の使用料その他の使用条件については第13条の定めに従う。

第5条(予約申込および契約)  
(1) ホールの営業日は、原則として年中無休とする。但し、所有者の行事の開催、ホールの施設、設備の点検等のため休業する場合がある。  
(2) 予約申込の受付開始日は、第7条に定める利用期間の開始日より1年前の日以降とする。  
(3) 利用者の申込に際しての概要、催事内容(以下、併せて「催事内容等」といいます。)を運営者に伝えなければならない。運営者及び所有者は、催事内容等本規約範囲内に照らし、利用料の可否を決定する。  
(4) 利用者は、仮押さえ期間内に(仮押さえの意思表示より7日前から「仮押さえ期間」とする。)に、使用契約締結の意向について運営者に連絡しなければならない。予約申込より7日前以内に使用契約の締結に至っていない場合には、特に運営者が認めた場合を除き、申込みは無効になる。  
(5) 利用者は、使用契約締結にあたり、契約締結の意思表示を運営者に伝え、ホールが定める使用契約手続きに沿って契約手続きを進める。  
(6) 使用契約手続きは原則として運営者の指定する電子契約サービスを通じての契約締結となる。但し、利用者からの要請で且つ運営者が受託し運営者が指定する書面での使用契約が可能となる。

第6条(利用方法について)  
利用するに当たるホールの利用方法は、ビジネス利用とエンターテイメント利用のいずれかとする。

1. ビジネス利用とは、主にビジネスを目的とした利用であり、以下に適合するものとする。なお、次項のエンターテイメント利用に定まらないものは全てビジネス利用に該当する。  
1. 営利目的及び営利目的外、ビジネスを主とした展示会、個展、プレス発表会、ファッショショナー、セミナー、会議、講演会、式典、シンポジウム、株主総会、セミナー、セミナー等。
2. 上記の適合に限らず、運営者がビジネス利用と承認したもの。
3. エンターテイメント利用とは、興行目的と一般の観客に一般的チケットを販売し、運営者の指定する方法による1ドリンク制を採用するものとする。エンターテイメント利用は、金曜日・土曜日・日曜日・祝日と運営者指定特定日の利用を原則とし、以下に適合するものとする。  
1. 音楽コンサート、歌舞伎、舞踏、寄席、演劇等の興行。  
2. 上記の適合に限らず、運営者がエンターテイメント利用と承認したもの。

第7条(利用期間及び利用料)  
(1) 利用期間とは、利用場所において催事の準備を開始する時刻から催事終了後原状回復作業を完了して利用場所から退出する時刻までの期間をいう。なお、原状回復とは、付帯備品(椅子・テーブル等)が倉庫に収納されることを含み、利用場所(ホール・ホワイエ・デッキ・パックスペース等)に付帯備品等が何もない状態をいう。  
(2) 利用者は、基本会場費にて午前9時から午後8時まで利用可能な形態(以下「基本会場費型利用」という。)、もしくは最低5時間以上の利用にて利用可能な形態(以下「時間使用料型利用」という。)のいずれかでの形態で利用する。いずれの形態での利用する場合でも、利用者は利用予定期間を使用契約書に記載す。

(3) 基本会場費型での利用に際し、午前9時以前または午後8時以降にて時間外延長が必要な場合は、準備、設営、撤去など使用用途に関わらず、紙に定める時間外延長料を適用する。なお、時間外延長料は運営者の承認を得た場合に限り可能とする。時間使用料型での利用に際し、5時間以上の利用時間については、時間外延長料は適用されず、時間使用料が適用される。

(4) 利用料金の総額は、基本会場費型利用については、基本会場費と時間外延長料・機材費(施設・音響・照明・映像等)・人件費(音響・照明・映像等)等の合計額とする。時間使用料型利用については、時間使用料に使用時間を乗じた料金に、機材費(施設・音響・照明・映像等)・人件費(音響・照明・映像等)等の合計額とする。料金表は別紙に定める。

エンターテイメント利用の場合の第7条  
(1) 利用場所において催事の準備を開始する時刻から催事終了後原状回復作業を完了して利用場所から退出するまでの期間をいう。なお、原状回復とは、付帯備品(椅子・テーブル等)が倉庫に収納されることを含み、利用場所(ホール・ホワイエ・デッキ・パックスペース等)に付帯備品等が何もない状態をいう。

(2) 利用時間は、以下の時間区分に区分する。利用者は以下の区分を選択し、所有者および運営者の承諾を得る。但し、いずれの区分も、音出しは午後10時30分までとする。(12月31日カウントダウンを除く)。

エンターテイメント利用料金の中には、以下の時間区分会場費と機材費(施設・音響・照明)・立ち会い人件費(音響・照明各1名)が含まれるものとし、料金表は別紙に定める。なお、利用者は利用予定期間を使用契約書に記載する。

1. 午前10時から午後11時までの1時間

2. 午前11時から午後10時までの11時間

3. 午前12時から午後11時までの11時間

なお、金曜日・土曜日・日曜日・祝日と運営者指定特定日は原則として適用されない。

(3) エンターテイメント利用料金にて定める時間外延長料を適用する。ただし、時間外延長料は運営者の承認を得た場合に限り可能とする。

(4) 利用料金の総額は、エンターテイメント利用料金と時間外延長料・追加付帯設備料・物販手数料・追加人件費等の合計額とする。料金表は別紙に定める。

(5) 利用者は運営者の指定する方法によって、ドリンク制(ドリンクを用意・販売し、来場者は入場の際にドリンクを購入する必要がある)を実施する。最低保証料金はスタンディングの場合は、来場者200名分(18万円)とし、着席での利用の場合は、来場者200名分(12万円)とし、運営者が認めた場合のみドリンク制を実施しても使用できるものとする。ドリンク制を実施する場合、来場者の数が最低保証料金を下回る際は、利用者は運営者と運営者が協議して定める。

(6) エンターテイメント利用料金にて定めた料金と時間外延長料は、追加付帯設備料・物販手数料・追加人件費等の合計額とする。料金表は別紙に定める。

(7) 利用者は、エンターテイメント利用の場合で、かつ運営者が承諾した場合には、物販による売上の10%を物販手数料として運営者に支払う。

第8条(利用料金の支払い方法)  
(1) 利用者は、所定の利用料金を運営者が指定する方法に従って指定口座に支払う。但し、支払日及び支払額は次の区分に従う。なお、支払いにかかる振込み手数料は利用者負担とする。  
1. 利用契約締結日から15日以内に、基本会場費の全額(時間使用料金額)。ただし、契約締結日が利用開始日より15日未満の日の場合は、利用開始日の前までに基本会場費の全額(時間使用料金額)。  
2. 前項の金額を除いた残額(時間外延長料、付帯設備料、施設管理費、人件費等の諸費用分等)を、開催終了後、15日以内に全額。  
3. 新規の契約に際して、時間外延長料、追加付帯設備料、追加人件費等の諸費用分等が見込まれる際は、基本会場費を事前に支払い済みの時は別途開催料にて追加料金を支払う。開催料にて追加料金を支払う場合は、すべて金額を開催3日前までに全額。  
4. 開催当日に時間外延長料などを発生したときは、開催当日に現金で支払う。  
5. ただし、所有者、もしくは運営者、又は双方が認めた時はその限りではない。

エンターテイメント利用の場合の第8条  
(1) 利用者は、所定の利用料金を運営者が指定する方法に従って指定口座に支払う。但し、支払日及び支払額は次の区分に従う。なお、支払いにかかる振込み手数料は利用者負担とする。  
1. 使用契約締結日から15日以内に、エンターテイメント利用料金の全額。ただし、契約締結日が利用開始日より15日未満の日の場合は、利用開始日の前までにエンターテイメント利用料金の全額。  
2. 前項の金額を除いた残額(時間外延長料、付帯設備料、施設管理費、人件費等の諸費用分等)を、開催終了後、15日以内に全額。  
3. 新規の契約に際して、時間外延長料、追加付帯設備料、最低保証料金差額分のドリンク費用、物販手数料、追加人件費等の諸費用分等が見込まれる際は、開催料にて追加料金を支払う。開催料にて追加料金を支払ったときは、開催当日に現金で支払う。  
4. ただし、所有者、もしくは運営者、又は双方が認めた時はその限りではない。

第9条(利用料金不払いの場合の措置)  
(1) 使用契約締結後、利用者が前条に定める支払日に所定の利用料金を支払わなかったときは、事由の如何に拘わらず、使用契約は当然にその効力を失う。  
(2) 前項によって使用契約が終了したときの利用料金の取り扱いは、次条の定めに従う。

第10条(利用者が解約を申し入れた場合の措置)

1. 使用契約は、利用者より解約の申し入れがあった時は当然に終了する。この場合、運営者は違約金として、利用料金合計の全部または一部を次の区分に従い利用者より微収し、このほか所有者および運営者が被った損害を利用者に対し、請求することができる。  
1. 利用開始日より61日前までのキャンセルのときは利用料(基本会場費・時間使用料の場合は時間使用料)の50%。  
2. 利用開始日より60日前から31日前までのキャンセルのときは利用料(基本会場費・時間使用料の場合は時間使用料)の75%。  
3. 利用開始日より30日前までのキャンセルのときは利用料(基本会場費・時間使用料の場合は時間使用料)の全額。
4. 利用期間中に使用契約が終了したときは利用料(基本会場費・時間使用料の場合は時間使用料)の全額。
5. 前項によって使用契約が終了したときは、運営者は、受領済の利用料金から違約金の額と返金による振込み手数料を差し引いた額を契約終了の日から2週間以内に利用者に返却する。万一、受領済の利用料金が違約金の額に満たないときは、利用者は、その不足額を同期間内に運営者に支払う。
6. 機器・備品・飲食・技術員等の手配物の申込みについて、利用開始日より14日以内のキャンセルのときは、利用者は手配物御見積金額の全額をキャンセル料として運営者に支払う。

エンターテイメント利用の場合の第10条

1. 使用契約は、利用者より解約の申し入れがあった時に当然に終了する。この場合、運営者は違約金として、利用料金合計の全部または一部を次の区分に従い利用者より微収し、このほか所有者および運営者が被った損害を利用者に対し、請求することができる。  
1. 利用開始日より61日前までのキャンセルのときは利用料(エンターテイメント利用料)の50%。  
2. 利用開始日より60日前から31日前までのキャンセルのときは利用料(エンターテイメント利用料)の75%。  
3. 利用開始日より30日前までのキャンセルのときは利用料(エンターテイメント利用料)の全額。
4. 利用期間中に使用契約が終了したときは、運営者は、受領済のエンターテイメント利用料金から違約金の額と返金による振込み手数料を差し引いた額を契約終了の日から2週間以内に利用者に返却する。万一、受領済の利用料金が違約金の額に満たないときは、利用者は、その不足額を同期間内に運営者に支払う。
5. 機器・備品・飲食・技術員等の手配物の申込みについて、利用開始日より14日以内のキャンセルのときは、利用者は手配物御見積金額の全額をキャンセル料として運営者に支払う。

第11条(諸官庁への届出)

- 利用者は、ホールを利用するに当たって、法令に定められた事項を、利用者の責任と負担において所轄の諸官庁に届出・申請を行い、諸官庁の指示に従う。この場合、利用者は、常に届出内容について事前に運営者の承認を受け、かつ、諸官庁から受けた指示の内容を直ちに運営者に通知する。万一、届出不備のため利用不可能となった場合、所有者及び運営者は一切責任を負わない。次の申請先例を参照のこと(但し、必要とする届出・申請はこれに限らない)。

1. 開催届申請書  
神田消防署 (住所) 千代田区外神田4丁目14番3号 (電話番号) 03-3257-0119
2. 道路使用者登録・要人警備等  
神田警察署 (住所) 千代田区神田錦町3丁目10番地 (電話番号) 03-3295-0110  
※その他、食品営業行為・衛生に関しては、千代田保健所 (住所) 千代田区九段北1丁目2番14号 (電話番号) 03-5211-8161

第12条(催事の運営および警備等)

1. 利用者は、運営および警備等の責任担当者を、利用期間開始日の1か月前までに運営者に伝えなければならない。
2. 前号の責任担当者は、利用期間中、ホールに常駐しなければならない。また、利用者による、荷物の発送、受け取りは使用時間内に限る。
3. 利用者は、常に善良な警備者の注意をもって利用場所を使用し、全て自らの責任と費用にて、催事の運営、催事に必要な全ての事前準備および催事終了後の原状回復作業を行なう。
4. 利用者は、利用開始日の1か月前までにホールを利用するに当たって必要な受け入れ、人員整理、誘導、特別来場者対応および警備を、全て自らの責任と費用にて行なう。利用者が、ホールを利用するに当たって必要な受け入れ、人員整理、誘導、特別来場者対応および警備を、全て自らの責任と費用にて行なう。
5. 利用者は、ホール、ホール周辺および本建物内、神社及び境内、本建物周辺(以下、併せて「ホールおよび神社近辺」といいます。)における観客の説教を、運営者が指示する方法に従って行い、観客に人身事故その他一切の迷惑を及ぼさないように常に万全の配慮を講じなければならない。

第13条(付帯設備の使用およびその利用料等)

1. 利用者は、ホールに付帯された所有者所有の付帯設備の使用を希望するときは利用期間の開始日の1か月前までにその詳細(スケジュール、プロトコル、会場設営、搬入出仕計画、案内敷位置、使用設備等)について運営者と打合せし、運営者の承認を得なければならぬ。また、利用者による、荷物の発送、受け取りは使用時間内に限る。
2. 利用者は、会場内での施工がある場合は、1か月前までに施工図面、仕込み図、電気図面を運営者に提出し、施工内容について運営者と打合せし、運営者の承認を得なければならぬ。なお、運営者は、付帯備品等を施工するおそれがある場合および所有者が施工者の制限・申込をし入れた場合には、施工終了後にホール、本建物等に付帯する付帯設備等並びに付帯する機器等を汚損・破損するおそれがある場合は、所有者及び運営者が指示する方法に従って行い、運営者に人身事故その他一切の迷惑を及ぼさないように常に万全の配慮を講じなければならない。
3. 利用者は、利用開始日の1か月前までにホールを利用する場合は、別紙に定める技術・立会料を運営者に支払うとともに、利用日以前に運営者と業者を行なう場合は、別紙に定める料金と時間外延長料を支払う。なお、時間外延長料は運営者の承認を得た場合に限り可能とする。
4. 利用者は、付帯設備等の使用料金にて定める料金と時間外延長料を支払う。時間外延長料は、時間使用料型での利用に際し、5時間以上の利用時間については、時間外延長料は適用されず、時間使用料が適用される。
5. 利用者は、付帯設備及び備品を利用する場合は、利用開始前に設備の数量・破損等現況を運営者と事前に確認しなければならない。

第14条(諸設備の設置の制限)

1. ホールおよび神社近辺での一切の諸設備・工作物等の設置を禁止する。但し、利用開始日の1か月前までにその詳細を運営者指定の所定書式(以下「所定書式」といいます。)にて運営者に申し入れ、運営者及び所有者の承認を得た場合は、この限りではない。
2. 前項において承認を得た場合、利用者は、全ての責任と費用にて行なう。但し、利用開始日の1か月前までに自らの責任と費用にて行なう。

第15条(広告または看板等の掲示)

1. ホールおよび神社近辺での広告及び看板・のぼり等の設置、テラシその他の宣伝物の配布を禁止とする。但し、利用開始日の1か月前までにその詳細を所定書式にて運営者に申し入れ、運営者及び所有者の承認を得た場合は、この限りではない。
2. 前項において承認を得た場合、利用者は、指示する場所、掲示の方法を運営者の指示に従い、必要な工事を、全て自らの責任と費用にて行なう。但し、利用開始日の1か月前までに自らの責任と費用にて行なう。

第16条(撮影および放映・放送等)

1. 利用者は、ホールおよび神社近辺にて録画、録音または撮影(以下「本件撮影等」といいます。)をするときは、利用開始日の1か月前までに、本件撮影等の目的、使用的な器材について、所定書式にて運営者に申し入れ、運営者の承認を得る。
2. 利用者は、本件撮影等によって作製した映像(もしくは画像(以下「映像等」といいます。))の放映、上映、放送、配信、配信、製品化など(以下「放映等」といいます。)を希望するときは、事前に所